

薬食発0830第2号  
平成25年8月30日

各 

地方厚生(支)局長
都道府県知事

 殿

厚生労働省医薬食品局長  
( 公 印 省 略 )

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律及び  
薬事法施行規則の一部を改正する省令の施行について (施行通知)

「麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律」(平成25年法律第17号。以下「改正法」という。別添1)については、平成25年5月17日に公布されたが、本日「麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(平成25年政令第252号。別添2)が公布され、平成25年10月1日から施行されることとなった。

また、これに伴い、「薬事法施行規則の一部を改正する省令」(平成25年厚生労働省令第98号。別添3)が本日公布され、改正法と同日から施行されるので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係者に対する周知と制度の実施に遺漏のないようお願いする。

## 記

### 第1 法律改正の内容

#### 1 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)関係(改正法第1条関係)

指定薬物に係る薬事法に違反する罪について、麻薬取締官及び麻薬取締員に、司法警察員としての職務を行わせることとしたこと。

#### 2 薬事法(昭和35年法律第145号)関係(改正法第2条関係)

(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物に係る廃棄その他の処分



及び立入検査等を、麻薬取締官又は麻薬取締員にも行わせることができることとしたこと。

(2) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、薬事監視員又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員に、指定薬物又はその疑いがある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができることとしたこと。

(3) (2) による収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合についての罰則を設けたこと。

(4) 収去の権限の追加に伴い、厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物の規制に係る規定の施行のため必要があると認めるときは、薬事監視員又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員に、立入検査等を行わせることができることとしたこと。

## 第2 省令改正の内容

1 指定薬物又はその疑いがある物品の収去に関し、収去証の様式を新たに定めるとともに、収去をしようとするときには、その相手方に当該収去証を交付しなければならないこととしたこと。

2 麻薬取締官及び麻薬取締員が指定薬物に係る廃棄その他の処分及び立入検査等を行う場合に携帯する、身分を示す証明書の様式を新たに定めたこと。

3 その他所要の規定の整備を行ったこと。

## 第3 施行に伴う留意事項

第2の1による収去証を交付するときは、その控えをとり、これを保管しておくこと。なお、収去証の作成にあたっては、厚葉紙及び薄葉紙の二片制カーボン紙式を用いることが適当であること。

法律

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御 璽

平成二十五年五月十七日 内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第十七号

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律

第一条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第五項中「違反する罪」の下に、若しくは薬事法に違反する罪(同法第八十三条の九、第八十四条第十九号(第七十六条の七第一項及び第二項の規定に係る部分に限る。))及び第二十号、第八十五条第七号、第八十六条第一項第十九号並びに第八十七条第九号(第七十六条の八第一項の規定に係る部分に限る。))及び第十一号並びに第九十号(これらの規定に係る部分に限る。))の罪に限る。」を加え、「覚せい剤」を「覚せい剤」に改める。

(薬事法の一部改正)

第二条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十六条の八第一項中「指定薬物又はその疑いがある物品を発見した場合において、前二条の規定の施行に必要な限度で」を「この章の規定を施行するため必要があると認めるときは」に、「これらの物」を「指定薬物若しくはその疑いがある物品」に改め、若しくは「若しくはこれらの物を」を加え、若しくは「若しくは関係者に質問させる」を「関係者に質問させ、若しくは指定薬物若しくはその疑いがある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させる」に改め、同条第二項中「及び質問」を「質問及び収去」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(麻薬取締官及び麻薬取締員による職権の行使)

第七十六条の九 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の七第二項又は前条第一項に規定する当該職員に麻薬取締官又は麻薬取締員を行わせることができる。

第八十三条第一項中「第七十六条の八第一項」の下に、「第七十六条の九」を加える。

第八十七条第九号中「の規定による収去を」若しくは第七十六条の八第一項の規定による収去」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

厚生労働省令第七十号 労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令(昭和四十八年政令第百九十五号) 第三条の規定に基づき、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十七日 厚生労働大臣 田村 憲久

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令(昭和四十八年労働省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「九月十五日」を「十月十五日」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

厚生労働省令第七十一号 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号) 第十四条の四第六項及び第十四条の五第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十七日 厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則(昭和三十八年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第三項中「二月」を「七十日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に改正前の薬事法施行規則(以下「旧規則」という。第六十三条第三項の期間が既に満了している医薬品に係る報告(改正後の薬事法施行規則(以下「新規則」という。第六十三条第三項の規定により行う同条第二項の報告をいう。))については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の日前に旧規則第六十三条第三項の期間が既に満了している医薬品(薬事法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品及び同項第二号の規定により厚生労働大臣が指示した医薬品をいう。))に係る報告(新規則第一項の報告をいう。))については、なお従前の例による。

〇経済産業省令第二十七号 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号) 第三十九条第一項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十七日 経済産業大臣 茂木 敏充

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「ダイヤフラム、パッキン類、シール材その他の気密保持部材」を「次の各号に掲げる材料」に改め、同項に次の各号を加える。

一 熱交換器の下流側の配管(難燃性を有する材料に熱的損傷が生じない温度の燃焼ガスを通ずるものに限る。))の材料  
二 ダイヤフラム、パッキン類及びシール材その他の気密保持部材

附則

この省令は、公布の日から施行する。

政令第二百五十一号  
 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令  
 内閣は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。  
 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年九月一日とする。

厚生労働大臣 田村 憲久  
 内閣総理大臣 安倍 晋三

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年八月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十二号

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令  
 内閣は、麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十七号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。  
 麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年十月一日とする。

厚生労働大臣 田村 憲久  
 内閣総理大臣 安倍 晋三

府

令

○内閣府令第五十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十六条の三十三第一項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。  
 平成二十五年八月三十日

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三百六条第一項第四号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ、付与した信用格付と異なる信用格付を提供し、又は開覧に供することを防止するための体制  
 その他の信用格付行為に関する事務処理の誤りを防止するための体制

附則

この府令は、平成二十五年九月二日から施行する。

省

令

○総務省令第八十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成二十五年八月三十日

総務大臣 新藤 夢孝

接続料規則の一部を改正する省令

接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号を次のように改める。

八 特別第一種指定ルータ 第一種指定端末系交換等設備又は第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、一般第一種指定ルータ以外のものをいう。

第二条第二項第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条の表六の二の項中

送路設	特別第一種指定ルータ及び当該特別第一種指定ルータに係る送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設置設備（交換設備を除く。）	特別中継ルータ接続ルータ伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定ルータ及び伝送機能により通信の交換及び伝送を行う機能
送路設	特別第一種指定ルータ及び当該特別第一種指定ルータに係る送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設置設備（交換設備を除く。）	特別中継ルータ接続ルータ伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定ルータ及び伝送機能により通信の交換及び伝送を行う機能
種指定送路設	特別第一種指定ルータ及び当該特別第一種指定ルータに係る送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設置設備（交換設備を除く。）	特別中継ルータ接続ルータ伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定ルータ及び伝送機能により通信の交換及び伝送を行う機能





様式第百六の次に次の様式を加える。  
様式第百六の二(第二十四十九条の大欄係)

105mm

1 収去の相手方の住所又は営業所所在地

2 収去の相手方の氏名又は法人の名称

3 品名及び数量

4 収去場所

薬事法第76条の8第1項の規定に基づき、上記のとおり収去する。

年 月 日

収去者 薬事監視員 (麻薬取締官又は麻薬取締員) 職 氏 名 印

所属機関

148mm

附則

- 1 この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、第百九十七条第二項及び第二百条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

国土交通省令第七十三号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十一条(同法第九十九条において準用する場合を含む。)、第七十五条の二第二項及び第七項並びに第七十五条の三第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月三十日

国土交通大臣 太田 昭宏

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令

(道路運送車両の保安基準の一部改正)

第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに最高速度二十五キロメートル毎時未満の自動車を除く。を除外)の車両重量の二分の一を当該被牽引自動車の車両総重量が超えない」を「が、当該被牽引自動車を連結した状態において、走行中の牽引自動車及び被牽引自動車とが安全に減速及び停止を行うことができるものとして、制動性能に關し告示で定める基準に適合する制動装置を備えた」に改める。

(装置型式指定規則の一部改正)

第二条 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三号の三を第三号の四とし、第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 法第四十一条第三号の操縦装置のうち操作装置(自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。))に備えるものに限る。

第四条第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四 法第四十一条第四号の制動装置(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備えるものに限る。)

第五条第五号中「及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。))であつて車両総重量二・五トン以下のもの」を削り、同条第五号の二を次のように改める。

五の二 法第四十一条第四号の制動装置(貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。))であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。

第五条の二の次に次の一号を加える。

五の三 法第四十一条第四号の制動装置(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。))であつて乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。))であつて車両総重量三・五トンを超えるもの及び被牽引自動車(最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車により牽引されるものを除く。)に備えるものに限る。